

一宮市緑化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県の施行する「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業（緑の街並み推進事業）」に基づく間接補助事業として、市内にある敷地及び建築物（国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が管理するものを除く。以下「敷地等」という。）において、樹木等（樹木、芝、地被類、つる性植物等で多年生のものをいう。以下同じ。）の植栽を行う者や、都市における樹林地の保全・創出・活用を図る者に対し補助金を交付することにより、市内における緑化の推進を図ることを目的とし、補助金交付について、一宮市補助金等交付規則（昭和37年一宮市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 市長は、市内にある敷地等において、別表第1に定める緑化事業及び既存民有樹林地活用型事業（以下「対象緑化事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 対象緑化事業は、別表第2に定める「優秀な緑化の要件」を満たしている事業とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業については、対象緑化事業としない。

- (1) 緑化工法又は緑化資材の営業を目的とした事業
- (2) 土地又は建物に定着していない移動可能なものに係る事業
- (3) 既にこの要綱の規定に基づく対象緑化事業とされたことのある敷地等における事業
- (4) 一宮市以外の団体等が行う他の補助金の対象となる事業
- (5) 他の法令による緑化義務が存する事業については、その義務の範囲内に限り、補助の対象としない。

3 対象緑化事業は、当該年度の12月28日までに第4条による申請書が受理され、第5条の規定による交付決定通知日以後に当該対象緑化事業に着手し、かつ、当該年度の3月15日までに第8条に定める手続が完了するものでなければならない。

4 補助金の交付申請をすることができる者（以下「申請者」という。）は、対象緑化事業により設置される緑化施設の所有者（当事者の取決めにより当該所有者以外のものが当該緑化施設の管理義務を負うこととなる場合にあつては、当該管理義務を負うこととなるものとする。第12条を除き、以下「管理者」という。）とする。ただし、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者又は暴力団若しくは暴力団員と緊密な関係を有する者を除く。

5 申請者が対象緑化事業により設置される緑化施設の存する敷地等の所有者と異なるときは、当該敷地等の所有者の承諾を得た上で、補助金の申請をしなければならない。

(補助の内容)

第3条 補助金の額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、その金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 市内にある同一の敷地等において、対象緑化事業を重複して行う場合における補助金の額は、別表第1に定める金額の合計金額とする。この場合において、その合計金額が500万円を超えるときは、500万円を限度とする。

3 補助金交付対象経費には消費税及び地方消費税（以下、消費税等）は含まないものとする。ただし、別表第3に掲げる申請者にあつては、消費税等を交付対象経費に含めて交付金額を算定することができる。

（補助金の交付申請）

第4条 申請者は、一宮市緑化推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類（第8号から第10号に掲げる書類にあつては、当該事由に該当するときに限る。）を添付して、対象緑化事業に着手する前に市長に3部提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第1-2a～c号様式）
- (2) 事業費内訳明細書（第1-3a～f号様式のうち必要なもの）
- (3) 事業費を証明する書類（見積書等）
- (4) 事業場所の位置図
- (5) 事業に係る図面（計画平面図、緑化工法のわかる図面（断面図等））
- (6) 施行前の現場写真（現況写真等で状況が把握できるもの）
- (7) 事業実施敷地等の所有者及び面積がわかる書類（登記事項証明書と公図の写し等）
- (8) 管理者が管理義務を負う旨の取決め書
- (9) 事業実施敷地等所有者の承諾書
- (10) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査した上で、申請者に一宮市緑化推進事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により補助金の交付決定をした旨を通知するものとする。

（事業計画の変更）

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、対象緑化事業の内容の変更を行おうとするときは、一宮市緑化推進事業補助金内容変更承認申請書（第3号様式）に対象緑化事業の変更内容がわかる書類を添付して、市長に3部提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査した上で、補助金の交付決定の内容を変更し、一宮市緑化推進事業補助金変更承認通知書（第4号様式）によりその旨を申請者に通知するものとする。この場合において、補助金の交付額については、前条の規定により通知した交付決定金額を上限とする。

（補助事業の中止又は廃止）

第7条 第5条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、対象緑化事業を中止し、又は廃止しようとするときは、一宮市緑化推進事業中止・廃止承認申請書（第5号様式）を市長に1部提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、その旨を申請者に一宮市緑化推進事業中止・廃止承認通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（事業実績報告）

第8条 第5条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、対象緑化事業が完了したときは、速やかに一宮市緑化推進事業完了報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に3部提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（第7-2a～c号様式）
- (2) 事業に係る図面（完成平面図、緑化構造図）
- (3) 写真（着手前、施工中、完成等）
- (4) 事業費用支払領収書の写し又はこれに類するもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金交付額の確定）

第9条 市長は、前条の一宮市緑化推進事業完了報告書の提出があったときは、書類審査を行うほか、必要に応じて現地調査を行い、対象緑化事業の成果が補助金交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、一宮市緑化推進事業補助金交付額確定通知書（第8号様式）により申請者に補助金交付額の確定を通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金は、前条の規定により補助金交付額の確定を通知された申請者から一宮市緑化推進事業補助金請求書（第9号様式）が提出された後に交付するものとする。

（表示板の設置）

第11条 補助金の交付を受けた申請者は、「あいち森と緑づくり税」を活用した補助制度により緑化事業を実施した旨の表示板（第10号様式）を対象緑化事業の施行箇所に設置しなければならない。

（樹木や施設等の管理）

第12条 補助金の交付を受けた申請者は、対象緑化事業が完了した後においても善良な管理者の注意をもって、樹木や施設等の健全な育成及び管理に努めなければならない。

（状況報告）

第13条 補助金の交付を受けた申請者は、一宮市緑化推進補助金交付額確定通知書を受けた日から5年を経過したとき、又は市長から特に指示があったときは、一宮市緑化推進事業緑化施設状況報告書（第11号様式）に次に掲げる書類を添付して、速やかに市長に1部を提出しなければならない

- (1) 事業場所の位置図
- (2) 事業に係る図面（完成平面図、緑化構造図）
- (3) 現況写真

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、補助金の交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、当該申請者に一宮市緑化推進事業補助金交付決定取消通知書（第12号様式）によりその旨を通知するとともに、交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の条件に反する行為があったとき。
- (3) 補助を受けた緑化施設を故意に破壊し、又は緑化施設以外の用途に転用したとき。
- (4) 一宮警察署からの通報又は一宮警察署への照会等により、暴力団若しくは暴力団員であること又は暴力団若しくは暴力団員と緊密な関係を有する者であることが判明したとき。

2 市長は、申請者からの申出又は職権による調査により、補助金の交付を受けた緑化施設をやむを得ない事由により除却せざるを得ないと認めたときは、補助金の交付を受けた申請者に対し、その交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(財産の処分の制限)

第 15 条 規則第 17 条第 1 項ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている期間又はこれに準ずるものと認められる期間とする。

2 市長は、補助金の交付を受けた申請者が規則第 17 条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(雑則)

第 16 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 2 条、第 3 条関係)

| 対象地域 | 事業名 | 対象規模 | 補助金交付額 | 交付対象経費 |
|----------------------|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市街化区域及び市街化調整区域内の既存集落 | 緑化事業 ①屋上緑化 ②壁面緑化 ③空地緑化 ④駐車場緑化 ⑤生垣設置 | 緑化対象面積の合計が 50 m ² 以上であること。ただし、生垣設置については、延長 15m 以上及び 1 m 当たり 2 本以上植樹すること。 | 10 万円 (ただし、生垣設置は 3 万円) ≤ 補助金交付額 ≤ 500 万円とし、補助金交付額 ≤ 交付対象事業費 × 1/2 で、かつ、以下の条件を満たす額とする。 ア屋上緑化、壁面緑化の場合にあっては、それぞれの緑化事業につき、補助金交付額 ≤ 緑化対象面積 × 3 万円 / m ² イ空地緑化の場合にあっては、補助金交付額 ≤ 緑化対象面積 × 1 万 5 千円 / m ² ウ駐車場緑化の場合にあっては、補助金交付額 ≤ 緑化対象面積 × 2 万円 / m ² エ生垣設置の場合にあっては、補助金交付額 ≤ 生垣設置延長 × 5 千円 / m | 工事費について、屋上緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化及び生垣設置の費用のうち、植栽、植栽基盤、灌水施設、園路整備、及び第 11 条の表示板の設置に係る費用。ただし、植栽については、植栽した個体の生育期間が 1 年から 2 年程度しか見込めないものは除く。 |
| | 既存民有樹林地活用型事業 | 50 m ² (既存民有樹林地の対象規模は 200 m ²) 以上であること。 | 10 万円 ≤ 補助金交付額 ≤ 500 万円とし、補助金交付額 ≤ 交付対象事業費 × 1/2 の額とする。 | 工事費について、園路整備、柵、ベンチ、自然解説板、案内板、及び第 11 条の表示板の設置に係る費用。 |

備考 緑化対象面積の算出方法は、都市緑地法施行規則 (昭和 49 年建設省令第 1 号) 第 9 条第 1 号並びに第 2 号イ及びロの緑化施設の面積の算出方法を準用する。

別表第2 (第2条関係)

| | |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 優秀な緑化の要件 | 次のいずれか一つ以上の要件に該当すること ①公開性（管理者等の了承のもと必要に応じて見ることができ ることも可）があること。 ②緑地面積が1,000 m ² 以上であること。 ③高木、中高木による緑化面積が緑化面積全体の25%以上であ ること。 |
| | 上記要件とともに、次のすべての要件に合致すること。 ア 緑化施設に係る維持管理目標を立てること。 イ 灌水施設を設置すること。 |

別表第3 (第3条関係)

| | |
|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 消費税等を補助金 交付対象経費に含 めて交付金額を算 定することができる 申請者 | ① 個人事業者ではない個人 ② 消費税法における納税義務者とならない事業者 ③ 免税事業者 ④ 簡易課税事業者 ⑤ 国もしくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場 合に限る。）、消費税法別表3に掲げる法人 ⑥ 国又は地方公共団体の一般会計である事業者 ⑦ 課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由から、消 費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者 |
|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|